

## 利用者資金の保全方法について

- ・資金決済法第 14 条第 1 項の規定の趣旨

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

- ・資金決済法第 31 条第 1 項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済法第 31 条の規定に基づき、前払式支払手段に係る債権に関し、保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

- ・発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別

当社の利用者資金の保全方法は、金銭による供託です。

- ・第三者の不正利用により利用者に損失が生じた場合の補償及び対応方針

当社が発行する前払式支払手段の盗難、紛失または滅失により利用者に生じた損失について、原則として、その責を負わないものとします。管理には十分ご注意ください。